

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和6年4月1日 現在]

1. 居宅介護支援を提供する事業者

事業者名称	医療法人社団 中川会
代表者氏名	理事長 得能 佑美子
設立	昭和45年9月21日
所在地	呉市中通一丁目3番8号
連絡先	(0823) 22-2510

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名称	中川会居宅介護支援事業所
介護保険指定事業所番号	3470503578
介護保険指定年月日	平成31年4月1日
事業所所在地	呉市中通一丁目3番8号
連絡先	(0823) 69-4441
事業実施地域	呉市（但し、音戸、倉橋、情島、蒲刈、下蒲刈、豊、豊浜を除く）
営業日	月～金曜日 (土・日曜、祝日、8月15日、12月30日～1月3日は休業)
営業時間	午前9時から午後6時まで 緊急時対応として、電話にて24時間連絡が可能な体制とする

(2) 事業所の職員体制

事業管理者	羽田 久美子
介護支援専門員	常勤2名（うち1名 管理者兼主任介護支援専門員）
職務内容	居宅介護支援の提供にあたる

3. 居宅介護支援の内容

- ①居宅サービス計画の作成
- ②居宅サービス事業者との連絡調整
- ③サービス実施状況の把握、評価
- ④利用者状況の把握
- ⑤給付管理
- ⑥要介護（要支援）認定に対する協力援助
- ⑦相談業務

4. 居宅介護サービス計画の作成・変更

- ①事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、豊かな在宅生活支援のためのケアプランを作成します。
- ②事業者は、当該地域における複数の指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容・利用料等の情報を、適正に利用者及びその家族に提供し、利用者によるサービス選択を尊重して計画を立てます。ただし、医療系サービスには主治医の指示が必要となります。
当該意見を踏まえて作成したケアプランについては、意見を求めた主治医等に交付します。
- ③事業者は、指定居宅介護支援の提供開始に際し、利用者及びその家族に対してケアプランに位置付ける指定居宅サービス事業者について、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、またケアプランに位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を事業者に求めることができること、また、前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護（「訪問介護等」）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合および、前6月間に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一のサービス事業者によって提供されたものが占める割合（別紙）を利用者及びその家族に説明し、理解を得るように努めます。
- ④事業者は、利用者及びその家族の可能な限りの協力を得てケアプランを作成し、利用者にそれを説明して同意を得ます。
- ⑤事業者は、利用者がケアプランの変更を希望した場合、または事業者がケアプランの変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもってケアプランを変更します。

5. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて厚生労働大臣が定める金額をいただきます。

居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅰ） （取り扱い件数 45 件未満/担当）	1) 要介護 1・2 10,860円 2) 要介護 3・4・5 14,110円
居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅱ） （取り扱い件数 45 件以上 60 件未満/担当）	1) 要介護 1・2 5,440円 2) 要介護 3・4・5 7,040円
居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅲ） （取り扱い件数 60 件以上/担当）	1) 要介護 1・2 3,260円 2) 要介護 3・4・5 4,220円
初回加算	3,000円 ※初回時又は要介護状態 2 段階以上変更時
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500円（入院日）
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000円（入院日の翌日または翌々日）
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,500円
ロ	6,000円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,000円
ロ	7,500円
退院・退所加算（Ⅲ）	9,000円
緊急時等居宅カンファレンス加算	1回 2,000円 ※月 2 回が限度
通院情報連携加算	1月 500円 ※月 1 回が限度

※当事業所は、概ね 35 件/1 人の担当を基準としています。

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

6. 秘密保持

- (1) 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、「居宅介護支援契約時における個人情報の使用及び取得に関する同意書」による同意をもって、利用者及び家族などの個人情報について、最小限の範囲内で使用及び取得する。

7. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

事業所窓口	所在地：呉市中通一丁目3番8号 窓口責任者：羽田 久美子 電話番号：(0823) 69-4441 FAX 番号：(0823) 69-1160 受付時間：9:00～18:00 苦情処理体制・手順については別紙を参照
行政窓口	所在地：呉市市役所 福祉保健部 介護保険課 呉市中央四丁目1番6号 電話番号：(0823) 25-2626
	所在地：国民健康保険団体連合会 広島市中区東白島町19-49 国保会館 電話番号：(082) 554-0770

8. 事故発生時の対応

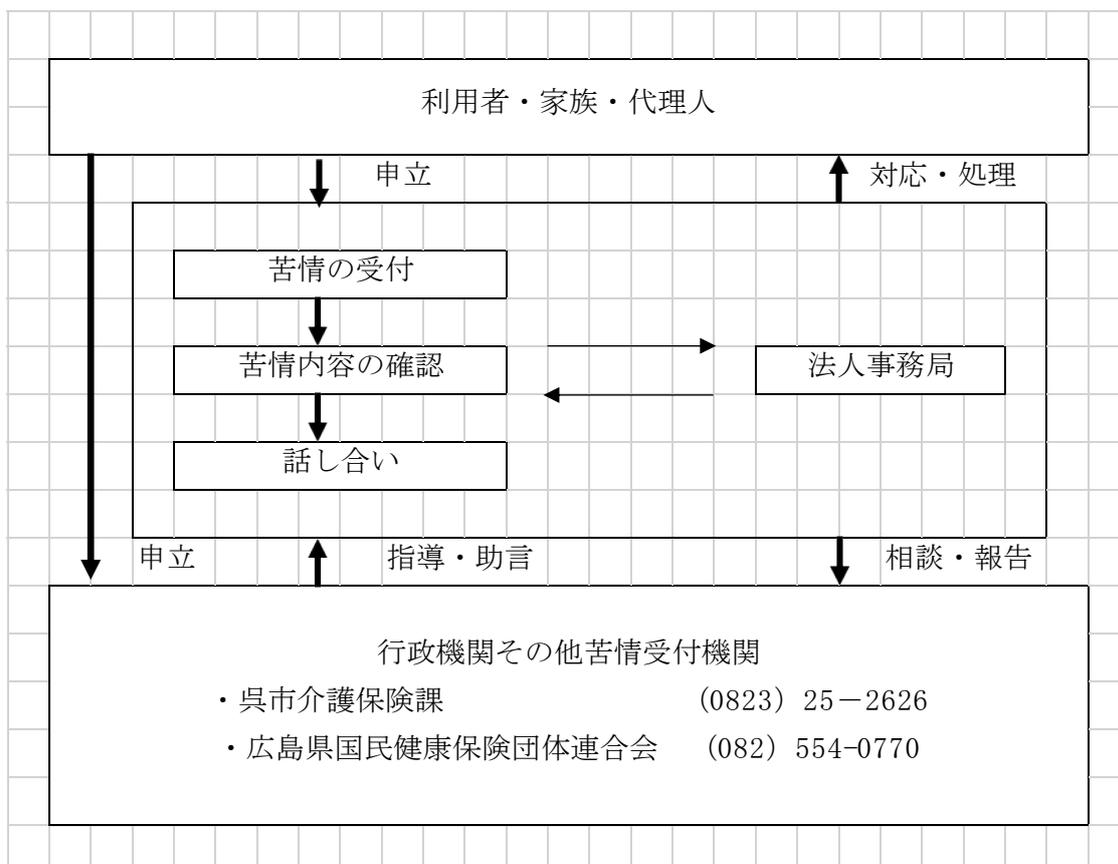
- (1) サービス利用中に事故が発生した場合は、速やかに利用者の関係者、市町村その他関係機関に連絡を行うとともに、必要な処置を行います。
- (2) 利用者に対するサービス提供により、その生命・身体・財産に損害を及ぼす事故が発生した場合は、その損害を補償します。但し、自らの責に帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

9. 非常災害対策への対応

- (1) 当該事業所において、火災・地震等の災害に備え、消火器、防火用具、非常口等避難に関する設備を常に整備し、出火の原因となる箇所の随時点検を行います。
- (2) 災害発生時は、避難情報などの伝達、避難誘導、安否情報等の収集に努め、各関係機関との連携・指示のもと適切な対応を行います。

苦情処理手順方法

- (1) 利用者からの相談又は苦情等に対する常設の窓口（連絡先）は、中川会居宅介護支援事業所とする。窓口担当者は、羽田 久美子（管理者）とする。
TEL (0823) 69-4441 FAX (0823)69-1160
※担当者が不在の場合は、他の職員が対応し、相談又は苦情の内容を必ず担当者に引き継ぎます
- (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
 - ① 苦情の申立書を受付ける
 - ② 当事業所が苦情に関する調査を行う
 - ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
 - ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
 - ⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する
 - ⑥ 同様の苦情が起こらないように、苦情処理の内容を記録し、普段から研修などを通じて再発防止に努めます。
 - ⑦ サービス提供に係る利用者からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、必要な改善を行います。



要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

3. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。